

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：男性社員の育児休業取得率（出生時育児休業を含む）を70%以上にする。

<対策>

- 令和7年4月～ 社員の育児休業取得に対する要望を調査する。
- 令和7年4月～ 育児休業や子育てに関する相談窓口を明確にし、取得状況等も含め、年1回以上社内報や社内SNSなどによる社員への周知を行う。

目標2：社員1人あたりの年間総労働時間を対前年比で1%削減する。

<対策>

- 令和7年4月～ 時間外労働等が発生する要因分析を行う。
- 令和7年4月～ 工程会議や各部署の定例会議を通じて、管理者から課員に対する意識の啓発を図る。
- 令和7年7月～ 月に1回完全定時退社日を設定し、周知を行う。